

## 防災農水商工常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）」  
の考え方（素案）

平成22年7月15日  
農水商工部

## 1 目的について

この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策について、基本理念及びその実現を図るための基本事項を定めるとともに、県の責務や農業者等の役割を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的・計画的に推進し、県民生活の安定向上や地域経済の健全な発展を図ることを目的とします。

## 2 責務・役割等について

- (1) 県は、基本理念にのっとり、施策を策定し、総合的・計画的に実施することとします。また、この施策の実施に当たっては、農業者等の主体的な取組を助長することを旨とするとともに、市町、農業者等、食品産業事業者などの関係者と連携・協働するよう努めます。

※農業者等：農業者及び農業に関する団体をいいます。

※食品産業事業者：食品に係る製造業及び流通業の事業者など食品に係るサービスを提供する事業者をいいます。

- (2) 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるとともに、関係者との連携・協力を努める必要があります。また、農業生産やその関連活動を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める必要があります。

※安全・安心農業生産：

農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能）が維持増進される農業生産活動をいいます。

- (3) 県民は、食に関する知識や農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める必要があります。
- (4) 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
- (5) 県は、市町、農業者等、食品産業事業者などの関係者との円滑な連携・協働が図れるよう、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的・計画的に推進するための体制を整備します。

## 3 基本計画について

県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めます。

基本計画には、食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針、主要な目標などを定めるとともに、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに見直します。

## 4 基本理念及び基本的施策について

食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる暮らしを送るうえで、食に対する県民の多様化する期待に応えていくことが重要であることから、次に掲げる基本理念が進められていることを基本として行います。

## (1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保について

### 【基本理念】

農産物については、その安全性が確保され、安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることから、農産物の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安全・安心な農産物の供給が安定的に行われています。

### 【基本的施策】

- ①県は、需要に応じた農産物の安定的な生産及び供給を促進するため、水田の最適な利用、産地の形成の促進などを行います。

#### 主な取組

安全で安心な米づくりの推進、新規需要米取組促進、伊勢茶振興、リーディング産地の育成、果樹・花き花木振興 等

- ②県は、安全・安心農業生産の取組を促進するため、その技術の普及などを行います。

#### 主な取組

安全・安心農業生産推進方針の定着、エコファーマー育成、GAPモデル地域の構築 等

- ③県は、農産物の安全・安心に対する消費者の信頼を確保するため、生産、加工や流通の各過程での安全管理の定着や高度化の促進などを行います。

#### 主な取組

三重県型 GAP・HACCP・トレーサビリティの取組促進、家畜衛生対策の推進、生産資材の流通監視指導 等

## (2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立について

### 【基本理念】

農業については、県民に求められる農産物の供給の機能や多面的機能を発揮することが重要なことから、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、必要な農地、農業用水などの農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られています。

### 【基本的施策】

- ①県は、経営意欲や経営能力を持つ農業者等の育成・確保を図るため、農業経営の規模の拡大や効率化、創意工夫を生かした経営の複合化や多角化の促進などを行います。

#### 主な取組

水田営農システムの確立、認定農業者等の確保、法人化に向けた支援、農地の利用集積の促進、若者のビジネスモデル構築支援 等

- ②県は、農業についての経営意欲や経営能力を持つ者の参入を促進するため、農業の技術や経営方法の習得機会の提供、農地の取得又は借受けに関する情報提供などを行います。

**主な取組**

農業大学校での多様な研修、三重県農林水産支援センターによるワンストップ支援、農業へ参入する企業への支援、新規就農への融資制度 等

- ③県は、農業生産の振興に資する技術や知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学や民間等との連携の強化などを行うとともに、それらの成果の普及に努めます。

**主な取組**

食・農研究クラスター創出、新品種の育成、生産性向上技術の確立 等

- ④県は、農業生産に必要な農地の確保や農地の安定的で有効的な利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、農地の利用の集積や遊休農地の利用の促進などを行います。

**主な取組**

農用地利用集積対策、耕作放棄地の解消と未然防止、農業・農村の防災対策の推進 等

- ⑤県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水などの農業資源を確保するため、生産基盤の計画的な整備の推進などを行います。

**主な取組**

用水のパイプライン化、農業水利施設の長寿命化 等

### (3) 活力に満ちた農村の構築について

#### 【基本理念】

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることから、農産物の供給の機能や多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、地域の特性を生かした活力の向上や地域環境の整備により、その振興が図られています。

#### 【基本的施策】

- ①県は、農村の活力の向上を図るため、農業者等の地域の特性を活かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進、生活環境の計画的な整備の推進などを行います。

**主な取組**

みえの田舎ファンづくり、グリーンツーリズムの推進、自然エネルギー活用、集落排水対策、農道整備 等

- ②県は、農業及び農村の持つ多面的機能の維持増進を図るため、農地、農業用水などの農業資源の適切な管理の促進などを行います。

**主な取組**

農地・水・環境保全向上対策、エコファーマーの育成 等

- ③県は、中山間地域等における適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための施策などを行います。

**主な取組**

中山間地域等直接支払対策、中山間地域総合整備 等

- ④県は、野生鳥獣による農産物の被害防止を図るため、被害防止に関する知識や経験を持った人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止対策の開発と普及などを行います。

**主な取組**

獣害に強い地域づくり、人材の育成、防除対策の研究、被害防止対策計画の促進 等

#### (4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創造について

##### 【基本理念】

新たな価値の創造については、県民の多様な期待に応える価値を創造し、提供していくことが不可欠であることから、県民と農業者等の相互理解を図り、農業及び農村が持つ資源を有効に活用することにより、その促進が図られています。

##### 【基本的施策】

- ①県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創造を図るため、次の取組等の促進などを行います。

(ア) 食品産業事業者などの関係者と連携した取組

**主な取組**

農商工連携推進ファンドによる支援、農商工連携の相談活動、異業種交流の促進、首都圏の市場開拓支援 等

(イ) 農産物の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業活動による取組

**主な取組**

地域資源の高付加価値化（ブランド化、人材育成、アドバイザー派遣）、6次産業化の支援、首都圏の市場開拓支援、地域コミュニティ応援ファンドによる支援 等

(ウ) 消費者と直接的なつながりを持つことによる取組

**主な取組**

農業者、流通事業者、消費者等が連携した GAP に基づく農産物の生産と直販等、消費者とのコミュニケーションの仕組みづくり 等

(エ) 農業及び農村の持つ地域資源を観光面で生かした取組

**主な取組**

グリーンツーリズムの推進、みえの田舎ファンづくり 等

(オ) 自ら又は食品産業事業者などの関係者と共同して、農産物又はその加工品を輸出する取組

**主な取組**

海外販路の開拓支援 等

- ②県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創造の定着を図るため、県内で生産された農産物又はその加工品に関する次の認証制度

等の推進などを行います。

- (ア) 特に優れた品質の農産物又はその加工品の周知を行い、三重の知名度の向上を図る制度等

主な取組

三重ブランド認定制度 等

- (イ) 一定の基準を満たした安全・安心農業生産の下で生産される農産物の周知を図る制度等

主な取組

みえの安心食材表示制度 等

- (ウ) 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、親しむ機会の拡大を行い、地産地消の周知・定着を図る制度等

主な取組

みえ地物一番キャンペーン 等

- ③県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域などの様々な場において、地域の特性を生かした食育が展開されるよう、情報や意見の交換の促進、人材の育成などを行います。
- ④県は、県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工や流通における学習機会の確保、体験活動の促進などを行います。
- ⑤県は、学校、事業所等において、地産地消に関する理解を促進するため、学校給食、事業所の食堂等で、地域で生産された農産物の利用の促進などを行います。

主な取組

食育推進基本計画の推進、多様主体が参画した地域サロンの設置・運営、消費者と生産者の交流促進、地域実践活動への支援、地物一番学校給食の日の設定 等

## 5 農業の再生及び農村の活力の向上の推進について

県は、農村地域団体（集落等の地域又は産地単位で構成する団体）の農地などの農村資源を有効に活用して農業者等が連携して行う農業の再生及び農村の新たな活力の向上に資する計画的な取組を促進するため、農村地域団体の活動計画の策定や、計画に基づく活動に対して、助言、情報の提供などの支援を行います。

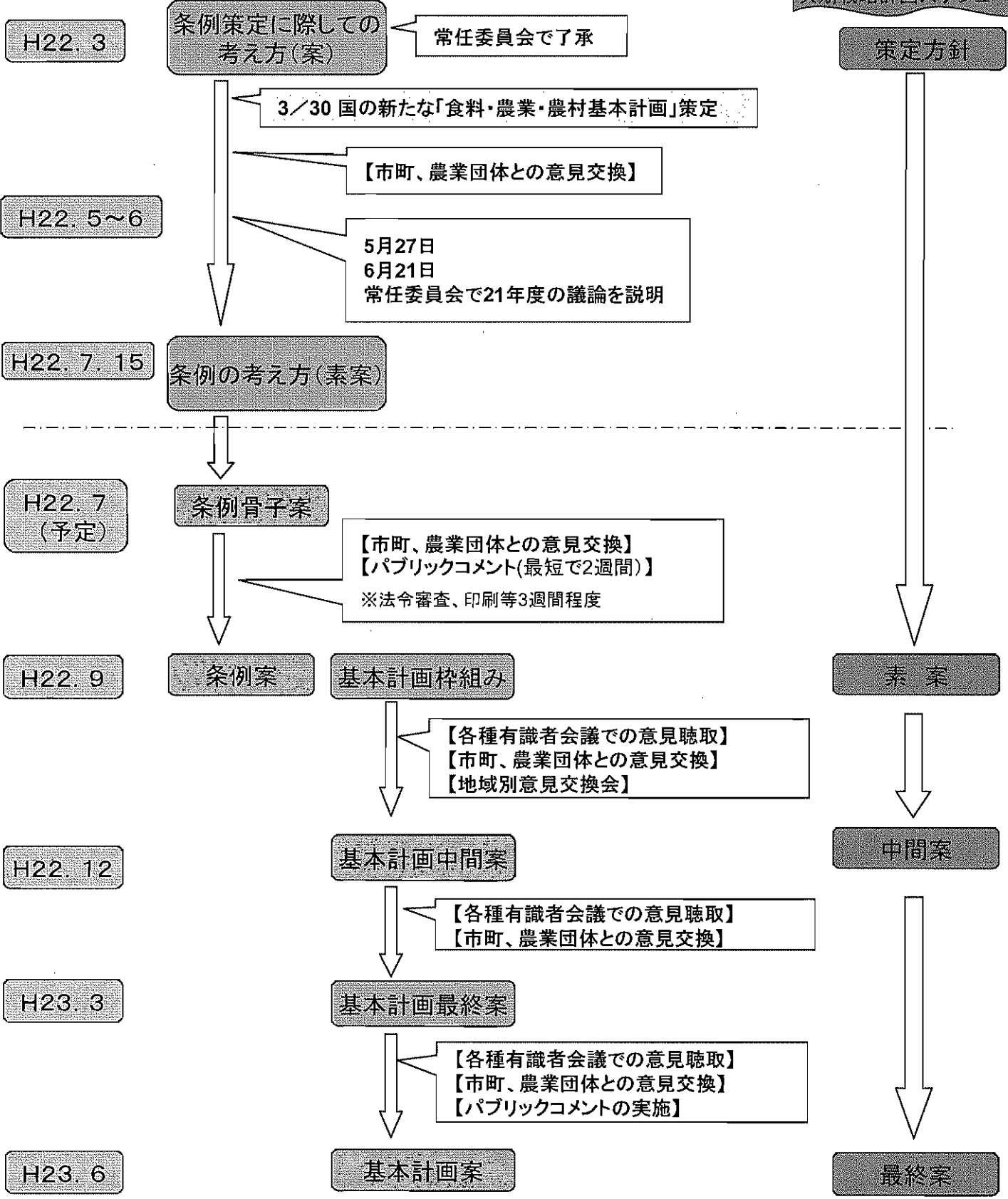
主な取組

集落機能向上の推進、モデル的取組の推進 等

# 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(仮称)について

## 条例及び基本計画の制定スケジュール(案)

県民しあわせプラン  
次期戦略計画スケジュール



【参考資料】

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）」と他県の条例との比較

	三重県食を担う 農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）	食と緑が支える 県民の豊かな暮らしづくり条例 （愛知県：H16. 3. 26）	静岡県民の豊かな暮らしを支える 食と農の基本条例 （静岡県：H18. 3. 31）	長野県食と農業農村振興の県民条例 （長野県：H18. 3. 30）	大阪府都市農業の推進及び 農空間の保全と活用に関する条例 （大阪府：H19. 10. 25）	おおいの食と農林水産業振興条例 （大分県：H21. 3. 30）
目的	食を担う農業及び農村の活性化	食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり	農業の持続的発展と 活力あふれる農村の確立	環境と調和した農業及び農村の持続的発展	多様な都市農業の担い手の育成・確保 遊休農地等の利用促進、農産物の安全性の確保	農林水産業の持続的発展と 活力に満ちた農山漁村の構築
基本理念 （基本方針）	安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給	安全で良質な食料の安定供給 適切な消費及び利用	安全・安心な食料・農産物の 安定的な生産及び供給	安全で安心できる良質な食料の安定供給 県民の需要に即した食料の供給		安全で安心できる農林水産物の 安定的な生産・供給
	農業の持続的な発展		意欲的な農業の持続的な発展	農業の持続的な発展	都市農業及び農空間の有する 公益的機能の発揮	農林水産業の持続的な発展
	農村の振興	安全で良好な県民の生活環境の確保	多面的機能の維持増進	農村の振興、多面的機能の維持増進		農山漁村の振興
	新たな価値の創造					
責務 役割等	県の責務	県の責務	県の責務	県の責務	府の責務	県の責務
	農業者等の役割	食料等を生産する者等の役割	農業者及び農業団体の役割	農業者及び農業関係団体の役割	農業者の役割、農業に関する団体の役割	農林水産業者等の努力等
	県民の参加	県民の役割	県民の役割	消費者及び消費者団体の役割	府民の役割	県民の役割
			事業者の役割	事業者の役割	食品産業の事業者の役割	
基本計画	○	○	○	○		○
基本的 施策	農産物の安定的な生産及び供給の促進		安全な農産物の安定的な供給	安全で安心できる良質な 農畜産物の生産及び供給 地域の特性を活かした農業の促進	新鮮で安全安心な農産物の生産及び供給拡大	農林水産業の競争力強化 農林水産物の品質向上等
	安全・安心農業生産の取組の促進		環境に配慮した農業の生産	環境と調和し共生する農業の推進	環境と調和した持続性の高い農業の推進	環境と調和のとれた農林水産業の推進
	農産物生産等の安全管理の定着や高度化の促進					農林水産物の安全性の確保
	経営意欲と経営能力を有する 農業者等の育成及び確保	経営管理能力向上	担い手の確保・育成	担い手の確保・育成 農業経営の安定	担い手の確保及び育成、経営能力の向上	担い手の育成及び確保 効率的かつ安定的な農林水産業経営の確立
	経営意欲や経営能力を有する者の参入の促進	新規参入者への技術等習得促進				
	農業振興に資する技術や知識の向上と普及	食料等に関する技術開発	高品質化、生産性向上の研究開発	農業技術の向上	試験研究の推進、普及	新品種、新技術の開発及び普及
	農地の確保と安定的で有効的な利用の促進	農地の確保	農地の確保 （農地集積、効率的利用の促進等）		農地の確保・利用	
	農業生産基盤の計画的な整備	農業生産基盤の整備	農業生産基盤の整備	農業生産基盤の整備	農業生産基盤の整備	農林水産業の生産基盤の整備
	農村の活力の向上の促進 （地域活動や都市農村交流の促進、生活環境の 計画的な整備 等）	都市と農山漁村の交流等 就業機会増大、生活環境整備	都市と農村の交流促進	都市と農村の交流促進 農村振興		都市と農山漁村との交流活動の推進 農山漁村の振興
	農業資源の適正な管理の促進					
	中山間地域等への条件不利補正		中山間地域等の振興	中山間地域等の振興		
	野生鳥獣による被害の防止					
	農業及び農村の資源を有効に活用した 新たな価値の創造の取組の促進					商工業との連携による産品づくり、 新ビジネスの育成支援
	新たな価値創造の定着を図る認証制度等の推進	県産食材の流通体制整備	食品関連事業者との協働の促進	付加価値の向上、販路拡大 地産地消の推進 農業関係団体、消費者団体との連携強化	地産地消の推進	地産地消の推進
食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進	食料・多面的機能に関する知識の普及	食と農に対する県民理解の促進	食育の推進 多面的機能の県民理解の促進	食育を通じた府民の理解	学校、地域社会と連携した食育の推進 農山漁村に関する広報活動、県民理解促進	
	県民等の自発的な活動の促進 （食料消費改善、農地管理等）				農林水産業者等の相互の連携	
制度等	農業の再生及び農村の活力の向上の推進				都市農業経営計画の認定・支援 農空間保全地域の指定、遊休農地解消措置 農業適正使用、管理士設置、出荷禁止等	



1. 総則

目的

- 農業及び農村の持続的な発展
- 食料自給力の向上  
を図るため、施策の基本となる事項を定めるとともに、これを効果的に推進することにより、
- 安全で安心な食、農業・農村の多面的機能を安定的に享受できる環境を確保するとともに、
- 地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

県の責務と関係者の役割等

- ◆県の責務
  - 農業・農村施策の策定と計画的な実施
  - 市町、農業者等の関係者と連携・協働
  - 農業者等の主体的な努力を支援
- ◆農業者等の取組
  - 農業・農村振興への主体的な取組の努力
  - 安全・安心農業生産への取組の努力
- ◆県民の役割
  - 農業・農村に関する理解を深め、県の施策に協力するよう努める
- ◆財政上の措置
  - 県は、施策実施に必要な財政措置に努める
- ◆推進体制の整備
  - 県は、施策を計画的に推進する効率的な体制を整備する

2. 農業及び農村の振興に関する基本的施策

安定的な農業生産の確保

- ◆農業生産の振興
  - 農産物の安定的な生産に資する水田の最適利用及び産地の形成の促進
  - 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するための安全管理の定着及び高度化の促進
- ◆技術及び知識の向上
  - 農業生産の振興及び収益性の向上に資する研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化、成果の普及

持続的な農業構造の確立

- ◆担い手の育成及び確保
  - 農業者等の育成及び確保のための経営の規模拡大及び多角化等の促進
  - 農業への参入促進のための技術及び経営方法の習得機会、農地情報の提供
- ◆農地の安定的利用等
  - 農地の確保及び安定的利用のための農地利用集積、遊休農地の利用等の促進
  - 農業生産の安定及び効率化のための生産基盤の計画的な整備促進

元気で魅力ある農村の構築

- ◆農村の活性化
  - 農業者等の主体的な活動及び都市農村交流促進、生活環境の計画的整備
  - 農業及び農村の有する多面的機能の維持増進のための適切な管理の促進
  - 中山間地域等の農業生産維持のための生産条件の不利補正に係る措置等
- ◆鳥獣による被害の防止
  - 農産物の被害防止のための人材育成、被害防止策の開発及び普及

農を起点とした新たな価値の創造

- ◆農業の持続及び農村の活性化に資する収益性向上を図るための取組の促進
  - 農業者等及び食品産業事業者その他関係者が連携した商品開発、需要開拓等の取組
  - 農業者等が農産物の生産及び加工又は販売を一体的に行う取組
  - 農業者等及び消費者が直接的なつながりを持って行う取組
  - 農業者等が自ら又は食品産業事業者等と共同して、農産物等を輸出する取組

3. 基本計画の策定

10年程度を見通し、概ね5年毎に見直す 【主な内容例】・基本的な方針 ・主要目標 ・その他必要な事項

4. 安全・安心農業生産の振興

安全・安心農業生産の推進

- ◆環境に配慮した持続可能な生産方式による安全で安心な農産物生産の取組を促進するため、「生産推進方針」を策定する
- ◆県は、安全・安心農業に関する生産技術の指針を策定し、技術的な支援を行う
- ◆県は、安全・安心農業の理解促進を図る

みえの安心食材表示制度

- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を実施する
- 県は、安心食材の周知に取り組む



三重ブランド認定制度

- 「三重ブランド認定制度」を実施する
- 県は、三重ブランドの周知に取り組む



みえ地物一番登録制度

- 「みえ地物一番関連事業者登録制度」を実施する
- 「みえ地物一番の日」を設け、毎月第三日曜日とその前日とする
- 県は、みえ地物一番の周知に関連事業者と連携して取り組む



5. 食育の推進

基本方針

- 家庭、学校など様々な機会・場所で展開
- 適切な判断に基づく健全な食生活の実践
- 伝統的食文化の継承

活動の展開

- 県民は、様々な機会・場所で活動に努める
- 県は、食育の意義の普及及び関係団体と連携して食育推進活動を支援する

学校における推進

- 学校の設置管理者は、学校給食や教育活動などの場において食育の推進に努める

6. 農業再生・農村革新の推進

農業再生・農村革新

- 農地などの農村の資源を有効に活用して、農業者等が連携して行う農業の再生と農村地域の新たな活力向上に資する取組を総合的・効果的に支援する

農業再生・農村革新プランの策定

- 農村地域団体(集落、産地等)は、市町の基本構想やその他農振興に関する計画に整合した農業再生・農村革新プランを作成して、市町・県に提出することができる
- 県、市町は、農業再生・農村革新プランに基づく活動を支援する

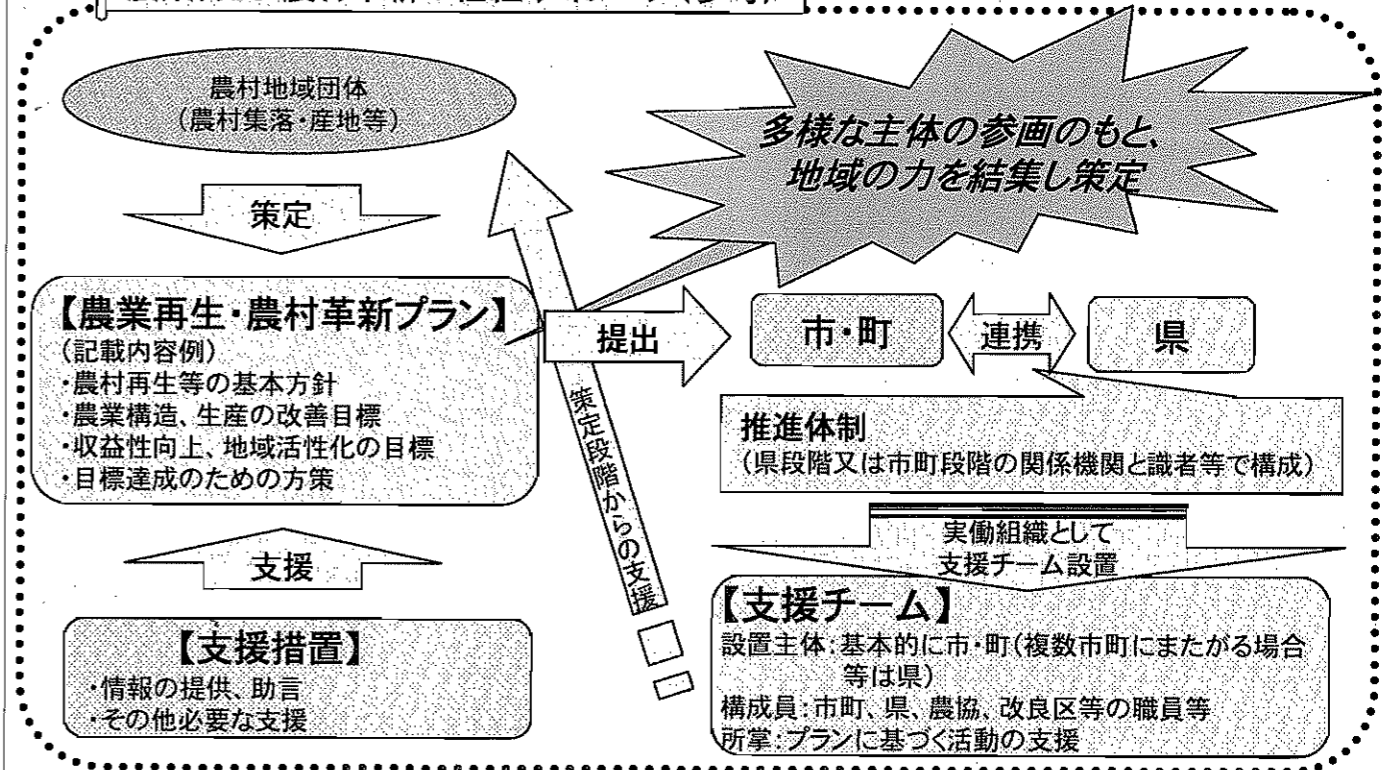
推進体制

- 県は、市町と協議し、農業再生・農村革新の推進に関する協議会を設置するとともに、推進体制を整備する

農業再生・農村革新の基本的考え方(参考)

- 農家等に加え、必要に応じ地域住民の参画も得て取り組む
- 農地などの物的資源と知識などの人的資源など、地域の農的資源の総合的な活用に取り組む
- 多様な担い手による持続的な地域農業の展開を支える体制の構築や、農商工連携や6次産業化などの農業の収益性向上を図る取り組みなどを、地域の状況により様々な取り組みを組み合わせる

農業再生・農村革新の仕組みイメージ(参考)



【農業再生・農村革新プラン】

- (記載内容例)
- 農村再生等の基本方針
- 農業構造、生産の改善目標
- 収益性向上、地域活性化の目標
- 目標達成のための方策

提出

市・町

連携

県

推進体制  
(県段階又は市町段階の関係機関と識者等で構成)

実働組織として  
支援チーム設置

【支援チーム】

設置主体: 基本的に市・町(複数市町にまたがる場合は県)

構成員: 市町、県、農協、改良区等の職員等

所掌: プランに基づく活動の支援

【支援措置】

- 情報の提供、助言
- その他必要な支援